

# 大分県報

平成三十年  
第三〇四〇号  
十一月三十日

（金曜日）

第二十四条中「第十三条第四項」を「第二十九条第四項」に改める。  
第一号様式の裏中「~~福海支警察署~~」を「~~福海支警察署~~」に改める。  
附則  
この規則は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

## 目次

## ○告 示

### 規 則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部改正……………一

### 告 示

救急病院等の認定……………一

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二

林業種苗法による生産事業者の登録……………四

### 教育委員会告示

平成三十一年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験実施要項……………四

### 警察本部訓令

警察官の昇任試験等に関する規程等の一部改正……………六

### 公 告

都市計画図書の縦覧……………六

落札者等の公示……………七

## ○規 則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十九号

### 大分県食の安全・安心推進条例施行規則の一部を改正する規則

大分県食の安全・安心推進条例施行規則（平成十七年大分県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

### 大分県告示第六百八十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診 療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	大分健生病院	大分市古ヶ鶴一―一―一五	平三〇・一一・二二から 平三三・一一・二二まで
救急病院	社会医療法人財団天 心堂へつぎ病院	大分市大字中戸次字二本木五九五 六番地	平三〇・一一・二二から 平三三・一一・二二まで
救急病院	中津脳神経外科病院	中津市大字福島一〇五五番地	平三〇・一一・二二から 平三三・一一・二二まで

### 大分県告示第六百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年十一月十五日

- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 おおいた子ども劇場
- 三 代表者の氏名  
仲道 美衣
- 四 主たる事務所の所在地  
大分市府内町一丁目六番十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、大分市とその周辺地域の子ども・住民に対して、芸術文化体験等を促進する事業を行い、子どもの自主性・創造性・社会性を豊かに育むとともに、地域の子育て協働の輪を広げることを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第六百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日  
平成三十年十一月十五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 初島森林植物園ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
神川 建彦
- 四 主たる事務所の所在地  
日田市大字小野四千七百七十八番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、森林・林業に関心のある人、農林業に従事している人、自然や植物を愛する人たちを対象とし、自然林の保護と人工林の多様化に関する事業を行い、森林・林業の再生、農山村社会の恒続・発展のために寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容  
名称の変更

<p>役員に関する事項の変更 会議に関する事項の変更 資産及び会計に関する事項の変更 定款の変更に関する事項の変更</p>	
<p>大分県告示第六百八十八号 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。 平成三十年十一月三十日</p>	
<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
<p>一 申請の概要</p>	
<p>1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名 中津市大字田尻崎十番地 TOTOFラインセラミックス株式会社</p>	
<p>代表取締役社長 升本 浩之</p>	
<p>2 特定事業場の所在地及び名称 中津市大字田尻崎十番地 TOTOFラインセラミックス株式会社 中津工場</p>	
<p>3 設置される特定施設の種類 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設</p>	
種 類	酸又はアルカリによる表面処理施設
能 力	二二インチ円板対応
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平三一・一・一三
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平三一・一・一八
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平三一・一・二一
使 用 時 間 間 隔	間欠
一 日 当 た り の 使 用 時 間	二四時間

使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	汚水等の処理の方法										汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動				
											の値												項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位
											ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位						
なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	六・八×一・〇×四・八m	コンクリート	一五m <sup>3</sup> /時	生物処理+凝集沈殿	生物化学的処理	一一・五	一九・五	〇・一二九	〇・八〇	〇・二未満	一・四	三・二	七	通常	〇・五六	最大	〇・五六	最大	なし		
汚染等の汚水	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排水量	排水口	の値										汚水等の一日当たりの量							
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	単位	m <sup>3</sup> /日	単位	mg/l	mg/l	個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	項目	単位	m <sup>3</sup> /日	単位				
二五	一三	八	一〇	五・八〜八・六	通常	一九五	通常	第一排水口	一	一	三、〇〇〇	三・五	二五	三〇〇	四〇	七〇	五・八〜八・六	処理前	通常	一九五	処理後	一九五	通常			
三〇	一五	一三	一五	五・八〜八・六	最大	三六〇	最大		一	一	三、〇〇〇	三・五	三〇	四〇〇	五〇	一〇〇	五・八〜八・六	処理前	最大	三六〇	処理後	三六〇	最大			

平成三十年十一月三十日

大分県報(告示)

状態	りん含有量	mg/ℓ	三・五	六
の値	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇	三、〇〇〇
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	五・八	一五
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	〇・二未満	〇・三

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成三十年十一月三十日から同年十二月二十一日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

大分県告示第六百八十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 登録番号

西部第八十五号

二 生産事業者の氏名及び住所

大村 英二

日田市天瀬町塚田一六九八番地六

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

事業所の名称及び所在地

日田市天瀬町塚田

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十二号

平成三十一年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験を次の要項により実施する。

平成三十年十一月三十日

大分県教育委員会

平成31年度大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県教育庁等職員(埋蔵文化財担当)を志望する者について、平成31年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の職種、採用予定者数及び職務内容

職 種	採用予定者数	職 務 内 容
埋蔵文化財担当職員	1人	平成31年度から文化課、埋蔵文化財センター等に勤務し、文化財保護行政及び埋蔵文化財の発掘調査・研究等に関する業務に従事する。

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は大学院で、考古学、歴史学又は文化財学に関連する専門課程を卒業(修了)した者又は卒業見込み(修了見込み)の者

(2) 昭和43年4月2日以降に生まれた者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者

(4) 平成31年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非進行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法

願 書 受 付 時 間	平成30年11月30日(金)から同年12月25日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
-------------	--

提出方法は、次の①又は②とする。

①持参による場合

- ・4(2)の書類の提出先に持参すること。
- ・受付時間は、8：30～17：15とする。

②郵送による場合

- ・簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考試験願書在中」と朱書きすること。
- ・平成30年12月25日（火）の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先  
 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階  
 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班  
 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5517

(3) 提出書類

	提出物	注意事項等
①	願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	受験票	・必要事項を記入すること。
③	返信用封筒2枚 （「受験票送付用」及び「第1次選考結果通知用」）	・82円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること （宛名は「〇〇様」とすること。）。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm（長形3号）、糊付封筒とする（両面テープ貼付可）。
④	自己紹介書	・所定のもの（ボールペンで記入すること。）

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ 願書と受験票は切り離さないこと。

ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）からも入手できる。

エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付

平成31年1月7日（月）頃本人宛て発送する。

※ 平成31年1月11日（金）を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡する。

5 第1次試験

(1) 期日

平成31年1月19日（土）

(2) 試験場

大分県庁舎新館14階 大会議室（大分市大手町3丁目1番1号）

（注意）受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

(3) 試験内容及び日程

時間	試験等	試験会場
9：00	入室完了	・試験室には、8：30から入室可
9：00～9：20	出欠確認、諸注意	
9：20～10：20	専門試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学等）

※ 専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認める。

(4) 携行品 受験票、時計（計時機能のものに限る。）及び筆記具（黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム）

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

ただし、採用予定者数の4倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とならない。

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（100点満点中40点）以下に該当する場合

② 第1次試験の選考の結果は、平成31年1月25日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政揭示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。

また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）に掲載する。

6 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。

(1) 期日

平成31年2月2日（土）

- (2) 試験場  
大分県教育センター（大分市大字且野原847番地の2） 電話（097）569-0118
- (3) 試験内容

試験	内容等		
実技試験	・埋蔵文化財担当職員としての専門知識（考古学）についての実技		
個人面接	・人物、教養、専門性及び公務員としての適格性についての個人面接		

- (4) 選考結果

選考の結果は、平成31年2月8日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室構）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>）にも掲載する。

- 7 各試験の配点

試験	第1次試験（100点）	第2次試験（300点）	個人面接
	専門試験	実技試験	
配点	100点	100点	200点

- 8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。

- 9 合格者の行う手続

合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。

- 10 採用及び給与

- (1) 合格者は、平成31年4月1日付けで採用する。
- (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

- 11 その他

携帯電話は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わりに使用することはできない。

## ○警察本部訓令

### 大分県警察本部訓令第16号

警察本部  
警察学校  
警察署

警察官の昇任試験等に関する規程（平成4年大分県警察本部訓令第14号）等の一部を次のように改正する。

平成30年11月30日

大分県警察本部長 石川 泰三

（警察官の昇任試験等に関する規程の一部改正）

**第1条** 警察官の昇任試験等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表の備考3中「高等専門学校を卒業した者」の次に「（同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（大分県警察における巡査長の選考に関する訓令の一部改正）

**第2条** 大分県警察における巡査長の選考に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考2中「高専卒業者」の次に「（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類及び名称

日田市計画道路 三・五・四号 大原通り線（日田市決定）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

- 三・五・五号 平和通り線（日田市決定）
- 三・三・七号 日田駅前通り線（日田市決定）
- 三・五・八号 田島淡窓線（日田市決定）
- 三・五・十四号 友田徳瀬線（日田市決定）
- 三・五・十五号 亀川南友田線（日田市決定）
- 三・五・十七号 三郎丸西有田線（日田市決定）
- 三・五・十八号 南友田線（日田市決定）
- 三・五・二十号 光岡駅小迫線（日田市決定）
- 三・四・二十一号 石井友田線（日田市決定）
- 三・四・二十三号 友田大原公園線（日田市決定）
- 七・六・一号 本町中央通り線（日田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十一月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務等の名称及び数量  
総合運転者管理システム改修委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県警察本部交通部運転免許課  
大分市大字松岡六千六百八十七番地
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成三十年九月二十一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社大分支店 支店長 玉川 孝 一  
大分市東春日町十七番十九号
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千三百三十一万四千五百四十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約の理由

平成三十年十一月三十日

大分県報（公告）